

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における 第一種特定化学物質の取扱いについて

1. 第一種特定化学物質の特性

難分解性：自然的作用による化学的変化を生じにくい

高蓄積性：生物の体内に蓄積されやすい

長期毒性：継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある、又は高次捕食動物の生態・生育に支障を及ぼすおそれがある）

2. 第一種特定化学物質(政令指定)

- (1) ポリ塩化ビフェニル
- (2) ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る。）
- (3) ヘキサクロロベンゼン
- (4) アルドリン
- (5) ディルドリン
- (6) エンドリン
- (7) DDT
- (8) クロルデン類
- (9) ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
- (10) N, N' -ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラフェニレンジアミン
- (11) 2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール
- (12) トキサフェン
- (13) マイレックス
- (14) ジコホル
- (15) ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン
- (16) 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール

3. 第一種特定化学物質に対する規制措置

- (1) 製造・輸入の許可制（法第6条～第12条）
経済産業大臣による許可
- (2) 政令で指定した製品の輸入禁止（法第13条）
- (3) 特定の用途以外での使用禁止（法第14条及び第15条）
平成21年改正により、使用の制限に関してストックホルム条約との整合化
- (4) 基準適合義務（法第17条）
平成21年の法改正により、第一種特定化学物質等の取扱いに係る技術上の基準の遵守義務が新設
- (5) 表示義務（改正化審法第17条の2）
平成21年の法改正により、環境汚染防止のための措置等に関する表示義務が新設